

# 一番やさしい地方自治の本

〈第1次改訂版〉

## 追 補

第1次改訂版発刊以降、平成24年9月に「地方自治法の一部を改正する法律」及び「大都市地域における特別区の設置に関する法律」が公布されました。これらの改正等に伴う、本書の主な関係箇所は、次の通りです。該当箇所を加筆修正して下さい。

平成25年3月

学陽書房

### ◎ 38 ページの5行目に次の文を追加する。

こうした議論を経て、平成24年「大都市地域における特別区の設置に関する法律」が成立し、大都市地域（人口200万人以上の指定都市及び隣接市町村と併せると200万人以上となる指定都市とその隣接市町村）の市町村を廃止し、代わりに特別区を設置することができるようになりました。

この特別区は、東京23区と同様に公選の区長、区議会を持ち、基礎的自治体として市と同様の事務、権限を有することとされています。

また、特別区を設置した大都市地域を含む道府県は、名称こそ「都」とはなりませんが、法律上は都と同様の扱いをされることとなりました。

この法律の意義は、前に述べたような二重行政の排除と基礎的自治体と言うには、余りにも大きくなり過ぎた指定都市など大都市地域を人口20～30万人程度の特別区に分割し、より住民に身近なものにするということです。

なお、特別区を設置するためには、関係市町村と関係道府県とで「特別区設置協議会」を設置し、「特別区設置協定書」を作成、それぞれの議会で承認された後、関係市町村の住民投票で同意を得るという手続きが必要とされています。

### ◎ 69 ページの表の注\*を次のように改める。

\*有権者総数が40万を超える場合は、40万人の1/3に、40万～80万の部分の1/6、80万を超える部分の1/8を加えた数の署名となります。

◎ 69 ページの下から 3 行目 ( ) を次のように改める。

(有権者総数が 40 万を超える場合は、40 万人の 3 分の 1 に、40 万～80 万の部分の 6 分の 1、80 万を超える部分の 8 分の 1 を加えた数)

◎ 70 ページの上から 12～16 行目を削除する。

◎ 106 ページの 20 行目に次の文を追加する。

また、平成 24 年の地方自治法改正により、条例で、定例会・臨時会の区分を設けず、「通年の会期 (例えば 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日)」とすることができるようになりました。

この場合は、会議を開く定例日を条例で定めることとされています。

なお、「通年の会期」のメリットは、何か事件が起きた場合に議会が迅速に対応できるという点と長の専決処分を阻止できるという点です。

◎ 114 ページの 18 行目に次の文を追加する。

さらに、平成 24 年の地方自治法改正で、従来の「政務調査費」が「政務活動費」に名称変更され、「議員の調査研究」のほか、「その他の活動」にも充てることができるようになりました。

◎ 116 ページの 7 行目に次の文を追加する。

なお、再議の対象は、従来は条例、予算に限られていましたが、平成 24 年の地方自治法改正によって、総合計画などの議決案件にも拡大されました。

ただし、再議があった場合、議会が再可決するには、条例、予算では 3 分の 2 以上が必要でしたが、それ以外の議決案件では、過半数で良いとされています。

◎ 118 ページの 10～14 行目を次のように改める。

ただし、条例、予算の専決処分について議会が不承認としたときは、長は必要と認める措置を講じて、議会に報告しなければなりません。

また、平成 24 年の地方自治法改正で、副知事及び副市町村長の選任議案が、専決処分の対象から除外されることとなりました。

◎ 119 ページの 11 行目に次の文を追加する。

さらに、平成 24 年の地方自治法改正で、議長などが臨時会の招集を長に請求しても、長が招集しないときは、議長が臨時会を招集することができるようになりました。